

3 改正建築基準法について

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第 181 号）関係

（公布：令和元年 12 月 11 日／施行：令和 2 年 4 月 1 日）

※今回新たに説明する内容です。（【】内は告示番号）

①窓を設けない居室のうち耐火構造とするものの範囲の合理化【R2-249 号】

概要：無窓居室の構造制限（主要構造部を耐火構造等）の緩和

②吹抜き等の空間を設けた場合における面積区画の合理化【R2-522 号】

概要：アトリウムを面積区画の特定防火設備とみなす緩和

③警報設備の設置等がされた場合における異種用途区画の合理化【R2-250 号】

概要：警報設備の設置による異種用途区画の緩和

④二以上の直通階段を設けなければならない小規模建築物の範囲の合理化【告示なし】

概要：小規模建築物で直通階段を 1 つにできる緩和

⑤排煙設備の設置基準の合理化（排煙規定の別棟みなし適用の範囲の拡大）【R2-663 号】

概要：アトリウムを介することで排煙上別棟とみなす緩和

⑥敷地内に設けるべき通路の幅員の合理化【告示なし】

概要：小規模建築物の敷地内通路幅員を 90cm とする緩和

⑦特殊建築物等の内装制限の合理化【R2-251 号】

概要：内装制限を免除できる代替措置として 3 つのパターンを追加

⑧避難安全検証法の見直し【R2-509～511 号】

概要：区画避難安全検証法の新設等

⑨遊戯施設の客席部分の構造基準の具体化【R2-252 号】

概要：客席部分の構造基準の告示化

建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）関係

（公布：平成 30 年 6 月 27 日／施行：平成 30 年 9 月 25 日、令和元年 6 月 25 日）

※昨年までの講習会で説明済みですが、そのうち、今年になって告示が出され、詳細が明らかになったものを列挙しています。（【】内は告示番号）

◎耐火構造等としなくてよい大規模木造建築物（法 21 条関係）

概要：通常火災終了時間に基づく準耐火構造の新設

→さらに規模の大きい木造建築物が可能となる告示改正（性能規定化）【R2-173 号】

◎耐火建築物等としなくてよい特殊建築物（法 27 条関係）

概要：特定避難時間に基づく準耐火構造の新設

→燃えしろ型、防火被覆型の構造方法を定める告示改正（基準具体化）【R2-174 号】

◎延焼のおそれのある部分の定義の見直し

概要：延焼のおそれのある部分の範囲の緩和

→角度による緩和、高さ方向の緩和基準を定める告示新設【R2-197 号】

◎小規模建築物における竪穴区画の見直し

概要：耐火建築物等が不要な小規模建築物でも、就寝用途がある場合の竪穴区画の要求

→区画に使用できる戸の構造を定める告示新設【R2-198 号】

（現時点で、当該“準竪穴区画”の緩和基準を定める告示は未制定）

◎界壁を小屋裏まで達せしめない場合の天井の遮音性能

概要：界壁に求めていた遮音性能を天井で満たす構造方法の追加

→遮音性能を有する天井の構造方法として、強化天井を追加する告示改正【R2-200 号】